

国民年金の 受給資格期間が 不足している場合



● 国民年金の任意加入

60歳までに、老齢基礎年金の受給資格期間が満たない場合や、納付期間が少ないために老齢基礎年金を満額受給できない場合、任意加入の申し出により、保険料が納付できます。

対 60～65歳の人

- 他
- 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、70歳まで納付すれば受給資格を満たす場合に限り、65歳を過ぎても特例で任意加入可
 - 海外に住所のある日本国籍の人も任意加入可
 - 公的年金(厚生年金・共済組合)の加入期間中は任意加入不可
 - 保険料は、原則、口座振替での納付

申 金融機関の通帳、届出印、本人確認書類を持って、直接、草津年金事務所か担当課に

申・問 日本年金機構 草津年金事務所(西渡川一)
☎567-2220、FAX562-9638
保険年金課(1階)
☎561-2367、FAX561-2480

広報
くさつ

来年1月号～4月号 有料広告抽選会

初めての場合は、お問い合わせください。

① 11月9日(水) 9:30～(受付9:00～)

所 市役所5階 503会議室

¥ 1枠 32,000円

問 広報課(3階) ☎561-2327、FAX561-2483

忘れずに納めましょう

市・県民税(3期)、国民健康保険税(5期)
納期限(口座振替日) 10月31日(月)

- 納付には口座振替が便利です
- コンビニやスマホ※、金融機関でも納付できます
- ※一部の税、納付書を除く
- 納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときは
ご連絡ください。再発行します。
問 納税課(1階)
☎561-2311、FAX561-2479

住まいの耐震、 大丈夫ですか？

もしもに備えて、気軽
にご相談ください。

木造住宅の耐震診断・耐震改修 (予算の範囲内)

昭和56(1981)年5月31日以前に建築された(旧耐震基準)木造住宅が対象です。

● 無料耐震診断

2階建て以下(軸組工法に限る)、延べ床面積300㎡以下の住宅に、県木造住宅耐震診断員を派遣

● 無料耐震補強概算費用算出

耐震診断の結果により、補強計画案の一例の作成と概算費用の見積もり

● 耐震改修補助金

耐震診断の結果、大地震時に倒壊する可能性が高いと診断された住宅の、耐震改修工事をする場合に、その費用の一部を補助
※工事着手前に協議・申請要
※来年3月中旬までに、工事完了が必要

震災時の避難経路を確保 (予算の範囲内)

● 危険木造建築物解体費補助金

狭あい道路に面する、旧耐震基準の木造建築物の解体費用の一部を補助

※工事着手前に協議・申請要

※来年3月中旬までに、工事完了が必要

● ブロック塀等改修促進補助金

(道路に面するもの)

地震で倒壊し、避難に支障の恐れがあるものの撤去と改修費用の一部を補助(4m未満の道路の場合、道路後退が必要)

※工事着手前に協議・申請要

※12月上旬までに、工事完了が必要

申・問 建築政策課(4階)

☎561-2378、FAX561-2486



草津栗東行政事務組合を 設立しました

10月1日(出)、草津市と栗東市の火葬場の共同運営に向けて「草津栗東行政事務組合」を設立しました。今後は組合が主体となり、令和9年度供用開始に向けた火葬場の整備、管理運営に関する事務を進めていきます。

草津市営火葬場は、昭和55(1980)年4月の供用開始から40年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。また火葬件数は増加傾向で、火葬需要への対応が課題となっています。栗東市と火葬場の共同運営で、整備費用の縮減など、効率的に施設を整備することができ、将来にわたって安定的に火葬需要に対応した施設の運営を行うことができます。

今後、詳しい情報は、草津栗東行政事務組合ホームページでお知らせします。



問 草津栗東行政事務組合(栗東市)

☎551-0199、FAX554-1123

生活安心課(1階)

☎561-2340、FAX561-2479

ご存じですか？ 10月17日(月)～23日(日)は、 「行政相談週間」です

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、国の事務に関する意見や要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、助言や関係機関への通知を行います。秘密は厳守します。

● 行政なんでも相談所を開催 (行政相談週間の事業)

① 10月19日(水) 10:30～16:00
(受付10:00～15:30)

所 大津びわ湖合同庁舎(大津市)

他 司法書士相談、税理士相談は事前予約要(10月6日(木)8:30～(先着順))

申・問 滋賀行政監視行政相談センター(大津市)

☎523-1100、FAX525-1149

問 市民相談室(1階)

☎561-2329、FAX561-2334



はしかわ市長の だいすき!くさつ



子どもが
子どもで
いられる街に

皆様は「子どもが子どもでいられる街に」というスローガンをご存じでしょうか。これは厚生労働省のホームページに掲載されているもので、ヤングケアラーを支える社会を呼び掛けています。ヤングケアラーとは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことで、滋賀県では20歳代の若者までを含めて「子ども若者ケアラー」と呼んでいます。滋賀県社会福祉協議会が県内の全小中高等学校を対象に調査し、今年3月公表した「子ども若者ケアラー実態調査報告書」では、少なくとも590人が、子ども若者ケアラーとして把握されています。学校生活で、宿題や持ち物の忘れ物が増え、学校を休みがちになるなど、家庭の問題が学校生活にも影響を及ぼしています。

市では、この10月から子ども若者総合相談窓口を開設しました。子ども若者ケアラーの相談をはじめ、子どもや若者が抱える多様な問題について、関係機関と協力しながら、一人ひとりの想いに伴走し、子どもや若者の健やかな成長を支援します。どんな悩みでも窓口相談を寄せていただきたいと思います。

「クマのプーさん」の翻訳で有名な、児童文学作家で翻訳家の石井桃子さんの言葉に「子どもたちよ子ども時代をしっかりとたのしんでください。おとなになってから老人になつてからあなたを支えてくれるのは子ども時代の『あなた』です」というものがあります。友人と笑い合い、学問に触れ、思いっきり遊ぶ経験は、子どもたちのこれからの人生の糧となることでしょう。

広がれ!はっぴー・ぼうさい 第19回

草津の防災力、どんどん高めていきましょう

関西大学 社会安全学部 近藤ゼミ

皆さんは「地区防災計画」というものを知っていますか？これは自分たちの地区のために、自分たちの手で策定する、自分たち独自の防災計画のことです。市内では主に、小学校区ごとに策定が進められています。私の研究室では、全国各地で地区防災計画策定のお手伝いをしています。これまでに市内では、山田学区と渋川学区で、策定の助言をしたり、一緒に訓練したりするご縁がありました。

ところで、このような「計画」を考えていく際に、誰も心によぎるのは、「計画」とは、どうせ“絵に描いた餅(実際に役に立たないこと)”に終わるのではないかと、無駄に思えてしまうことです。この気持ちはよく分かります。なぜなら災害というものは“想定外”のことが起きるから「災害(DISASTER=悪い星の巡り合わせ)」と呼ぶわけです。

となると、どうせ「災害」時は大混乱するのだから、そのときになって「臨機応変」に立ち向かえばよいではないかと思うかもしれません。しかし、これでは「無計画」

です。やはり多くの被災地における教訓は「準備していたことしか、災害時には発揮できなかった」というものです。まずは、しっかりと「計画」を立てて、自分たちの弱みと強みを整理しておきます。弱みとはリスクのこと、強みとは準備できていることです。ぜひ強みの領域を年々更新して、増やしていきましょう。これはきっと楽しい発見の連続となる作業です。その上で実際に災害が起きてしまったときに、どうしようもないことは「非計画(「無計画」ではない)」の領域として、その余地を留保しておきます。「非計画」の領域(誰かを当てにはできない切迫した領域)が一体どれほどあるのかを、あらかじめ見通しているのとそうでないのとでは、やはり出せる力というものが違ってきます。

以上を一言でまとめると、こうなります。人事を尽くして、天命を待つ。さあ、あなたの地区でも防災計画づくりを進めていきましょう。

Happy BOUSAI ラジオえふえむ草津(FM78.5MHz)
第1・3火曜日12:00～